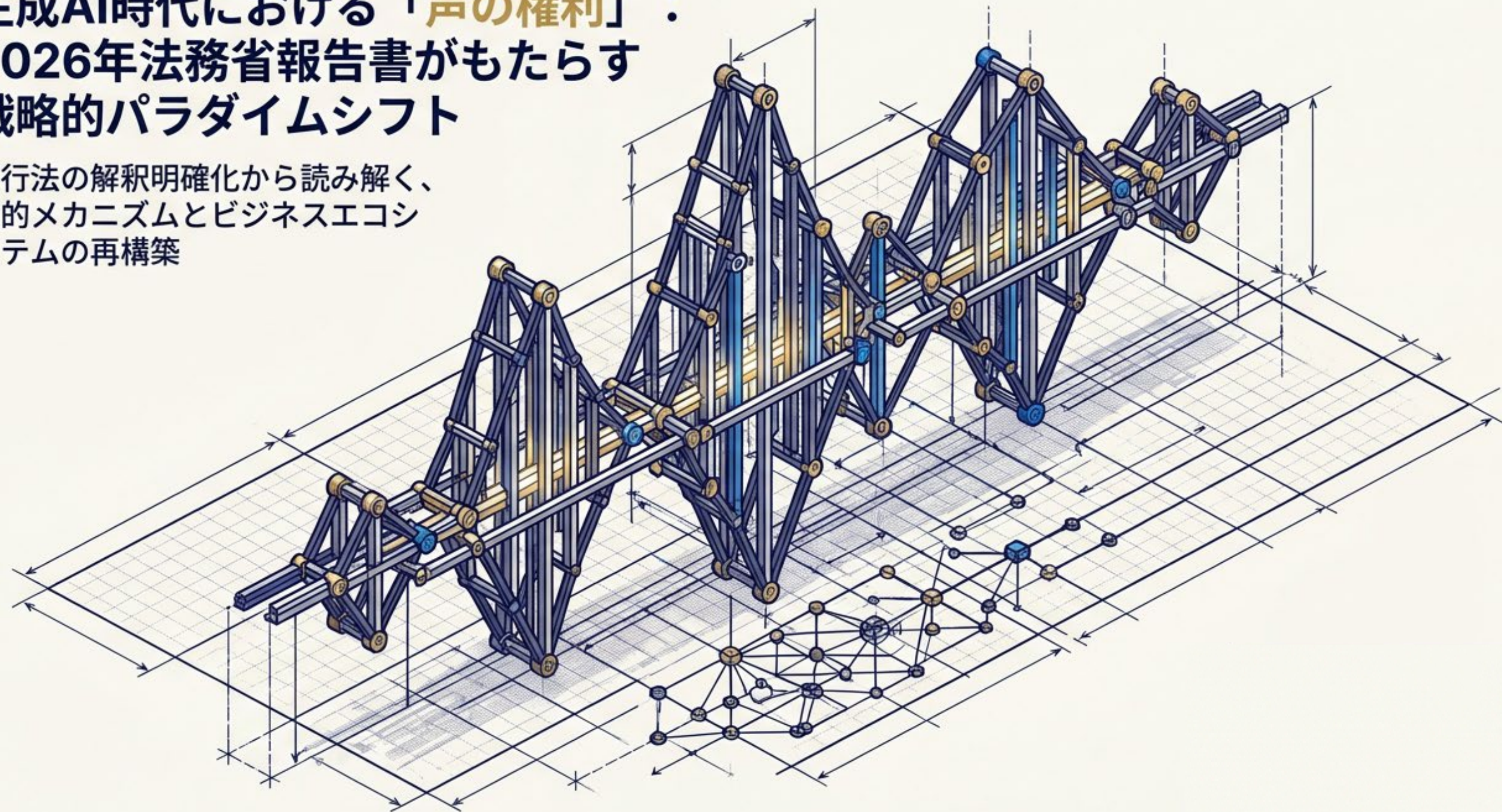


生成AI時代における「**声の権利**」： 2026年法務省報告書がもたらす 戦略的パラダイムシフト

現行法の解釈明確化から読み解く、
法的メカニズムとビジネスエコシ
ステムの再構築



法務省は新法を創設せず、現行法の「解釈」により声の保護を明記した

声は法的保護の対象となる



- ▶ 2026年7月27日、法務省検討会が報告書案を了承。
- ▶ 声の無断利用に対し、損害賠償(逸失利益・慰謝料)および差止請求が可能に。

明文立法ではなく「解釈の整理」



- ▶ 新法ではなく、現行法と判例法理(2012年最高裁判決)の枠内で「声」を保護対象として位置づけ。
- ▶ 法的拘束力はないが、訴訟やAI開発の「実務指針」となる。

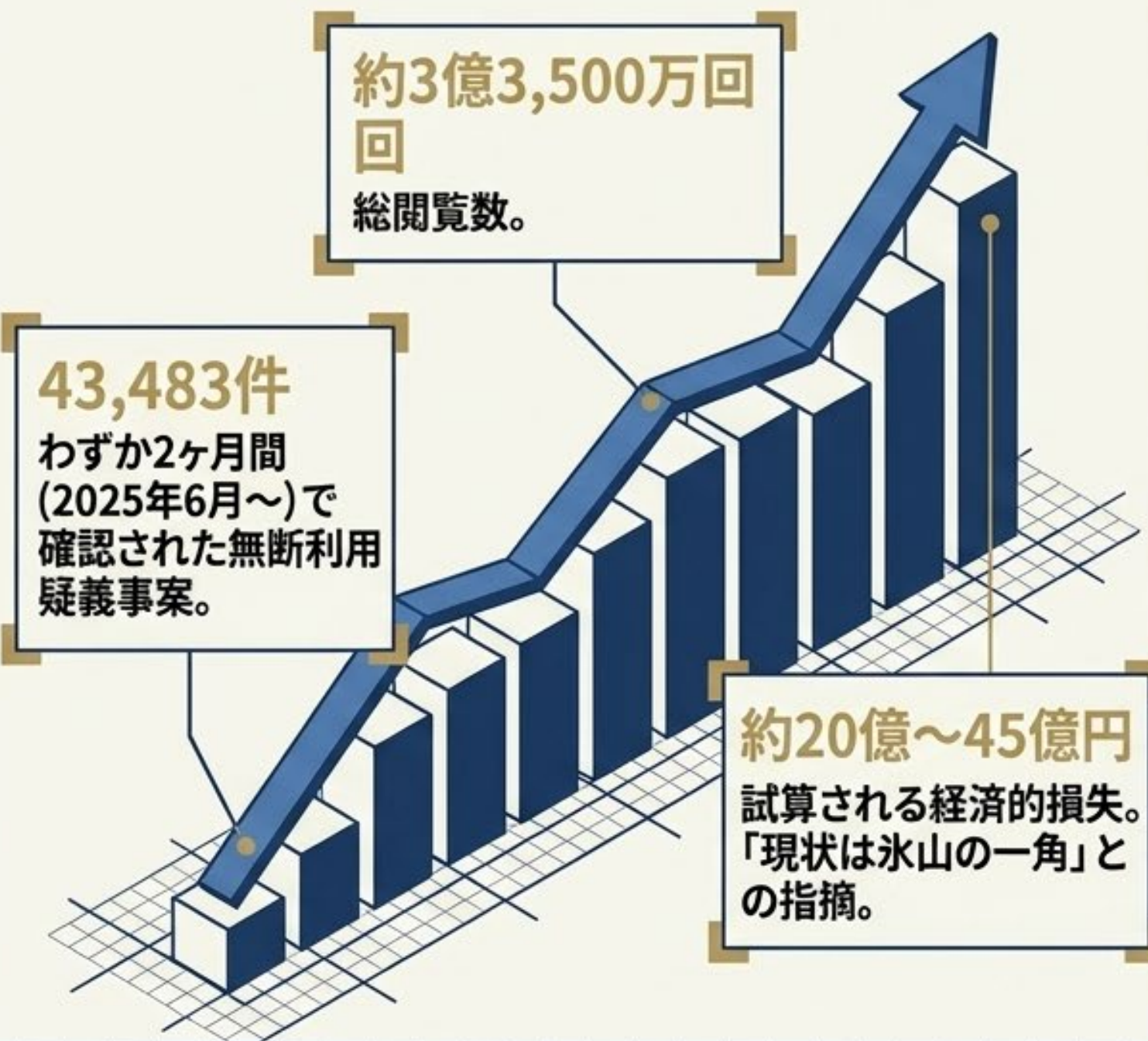
「収益目的」が侵害のトリガー



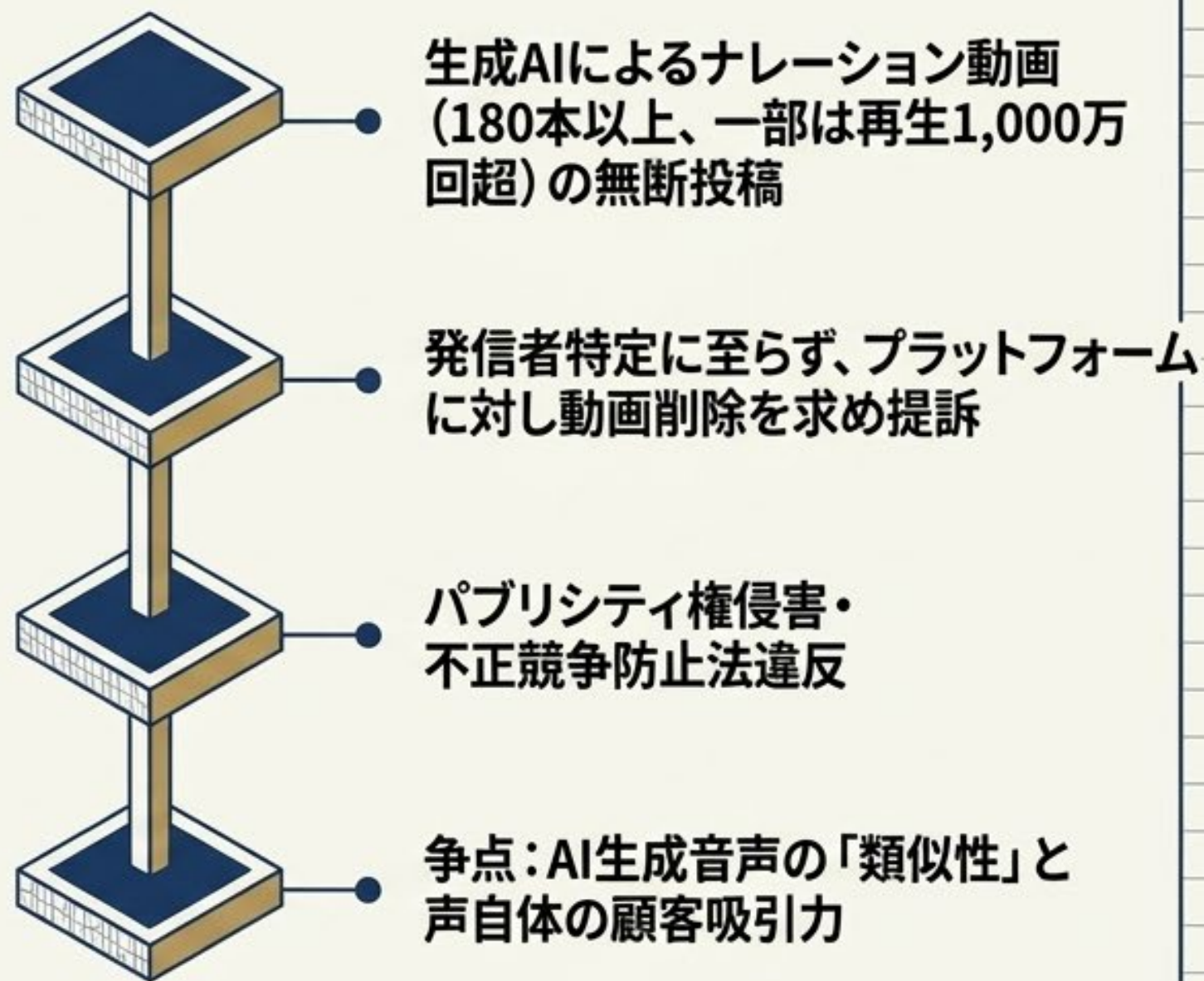
- ▶ 権利侵害の主要な判断基準は「専ら顧客吸引力の利用を目的とするか」。
- ▶ 純粋な「物まね・声まね芸」は原則として侵害に当たらない。

AIによる声の無断利用が急増し、司法と産業界に早急な対策を迫っている

マクロ視点：被害の爆発的拡大（JAPRO 2025年度実態調査）



ミクロ視点：前例のない法的闘争（声優・津田健次郎氏の提訴）



最高裁判例の「肖像等」に「声」を拡張し、保護の法的根拠を構築する



基盤：ピンク・レディー事件最高裁判決（2012年）/
「人の氏名・肖像等は個人の人格の象徴である」

拡張のロジック

著作権法上、「声質」そのものは実演を除き保護対象外。しかし、本報告書は「肖像等」の「等」に声が含まれると解釈し、現行法の枠内で保護を確立。

3つの侵害類型（声への適用）

1. 声それ自体を独立して鑑賞対象となる商品として使用する

2. 商品の差別化を図る目的で声を付す

3. 声を商品の広告として使用する

「声の権利」は、人格的利益と財産的利益の二重の構造で保護される



人格権（みだりに利用されない権利）

- 性質：個人の尊厳と人格的利益を守る防御的権利。
- 侵害要件：本人の意に反して無断で声を生成・公開されること（例：わいせつテキストの読み上げ、意図しない思想の代弁）。
- 救済：慰謝料（人格的損害）、動画・音声の削除（差止請求）。



Voice Profile



※一つの侵害行為に対し、逸失利益と慰謝料が同時に認められる余地がある。

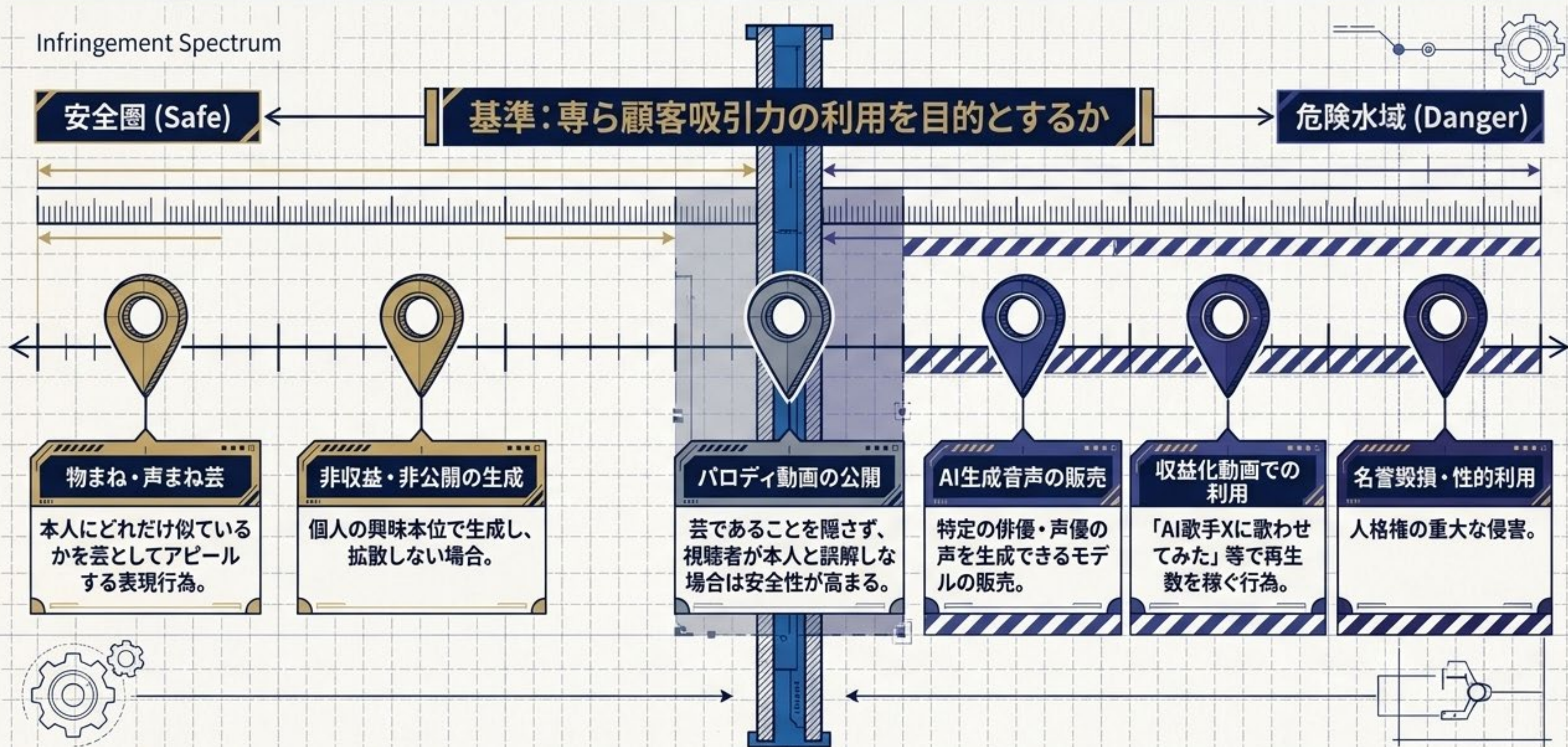


パブリシティ権（顧客吸引力の排他的利用権）

- 性質：著名人の声を持つ商業的価値（財産的利益）を独占する権利。
- 侵害要件：専ら声の持つ「顧客吸引力」を利用する目的であること（例：AI歌手としての収益化、広告での無断利用）。
- 救済：逸失利益（財産的損害）の賠償。



侵害リスクの境界線：「芸」としての模倣と、「顧客吸引力」の搾取の分水嶺



最大の誤解を解く：「学習の適法性」は「出力・利用の適法性」を担保しない

著作権法 第30条の4 (インプットの壁)

情報解析 (AI学習) のための
著作物利用を広く認める規定。

※「享受目的併存論」や「過学習」に該当する場合は不適用。

Two-Key Concept

Layer 2

パブリシティ権・人格権 (アウトプットの壁)

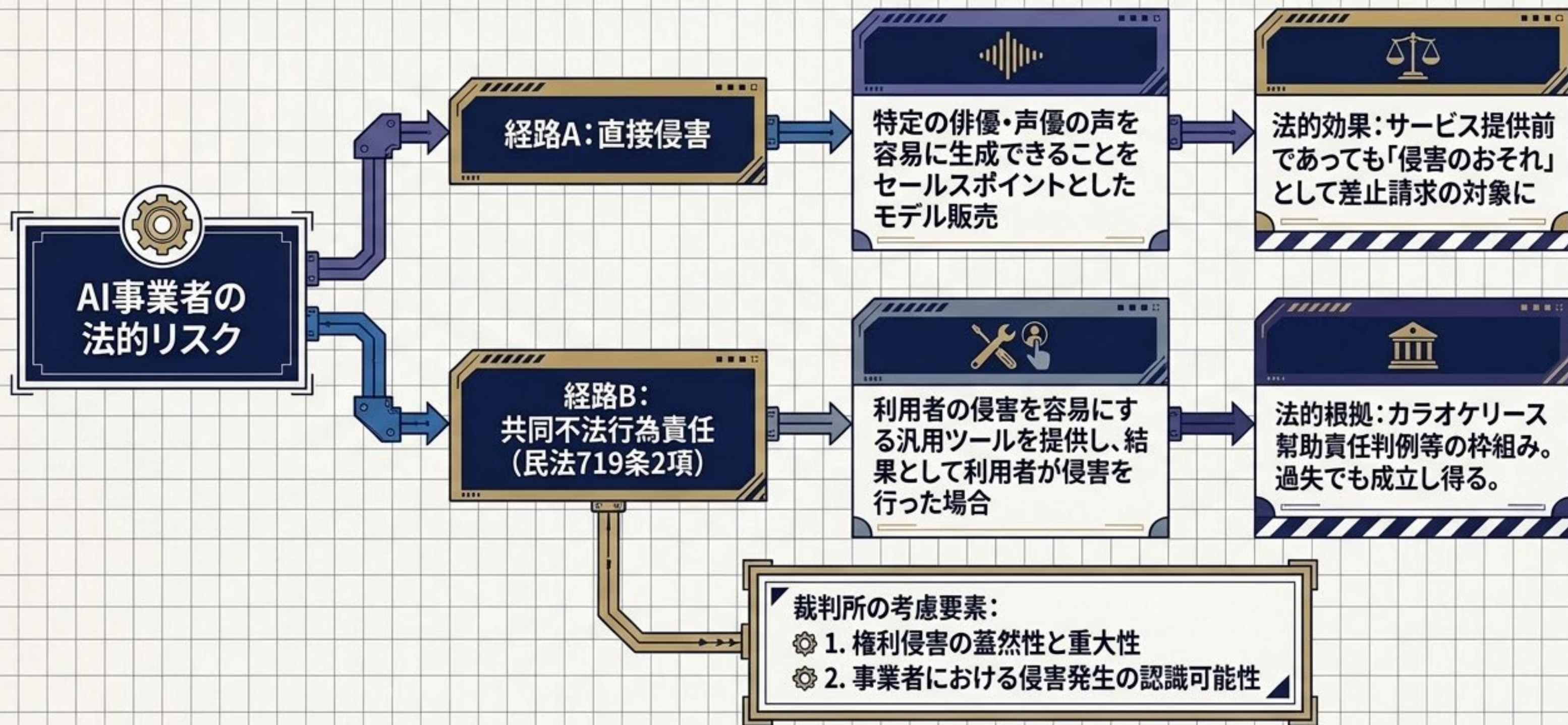
著作権の権利制限規定 (30条の4) は、パブリシティ権や人格権には一切及ばない。

学習が適法であっても、生成された音声が特定人に類似し収益目的で利用されれば、別途権利侵害が成立する。

CONCLUSION

結論：特定人の声を出力する目的で特化型の学習を行うことは、実質的にパブリシティ権侵害の要件を満たし得る。

AI提供者が直面する2つの法的リスク経路：直接侵害と共同不法行為



プラットフォームの防衛策：共同不法行為責任を回避するための実務要件

法務省報告書は、AI提供者が共同不法行為責任を問われるか否かを分ける「考慮要素」を明示した。

免責方向の事情（Safe Harbors / 推奨される措置）



技術的予防策

有名人の固有名詞や性的語彙をプロンプトから除外する「フィルタリング機能」の実装。



透明性の確保

生成物に対する来歴標識（C2PAなどの電子透かし）の付与。



迅速な対応体制

通報窓口の設置と、侵害コンテンツの確実な削除フロー。

責任方向の事情（Liability Triggers / リスクの高い運用）



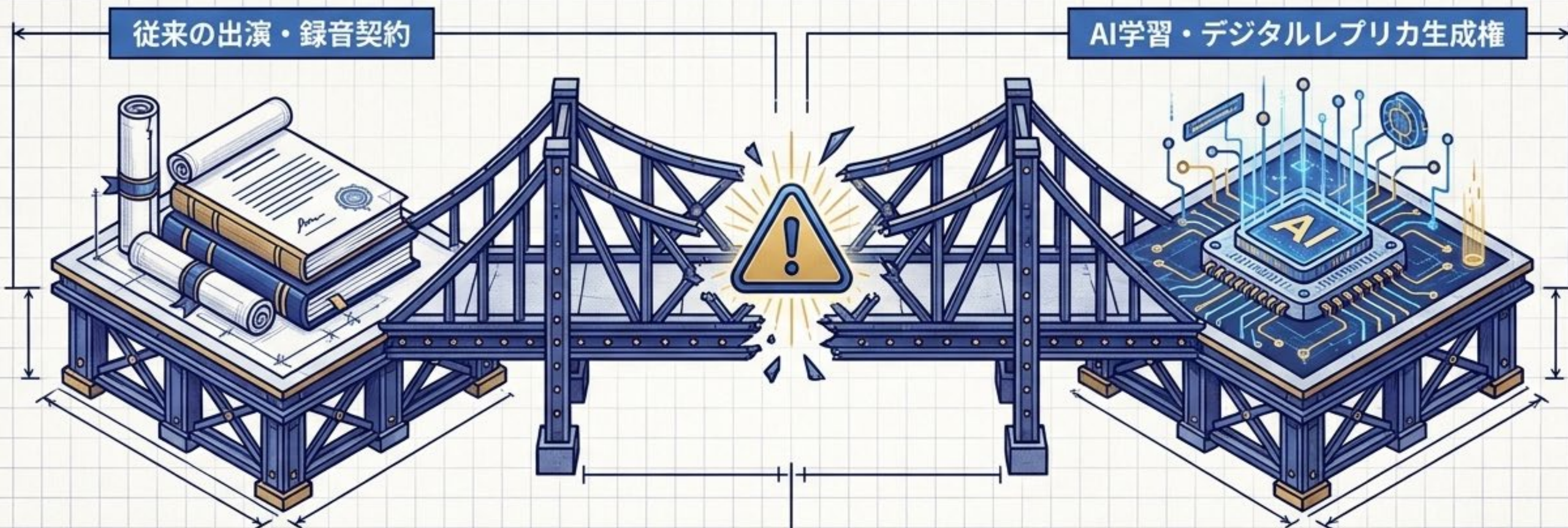
対応の遅滞

権利侵害の端緒となるクレームや通報があったにもかかわらず、相当期間内に適切な対応策（削除等）を講じなかった場合。

グローバル規制マトリクス：法制化を進める欧米中と、「解釈」で対応する日本

	日本	米国（連邦/州）	EU	中国
アプローチ	解釈整理（明文立法なし）	明文立法（財産権）	透明性規制	明文規定 + 司法判断
根拠	本報告書、不正競争防止法、著作権法	テネシー州ELVIS法(2024)、NO FAKES法案(連邦)	AI法（AI Act）第50条	民法典1023条2項、北京インターネット法院判決
特徴	ピンク・レディー法理の拡張。「収益目的」が主眼。明文立法においては国際的に後発。	声を独立した「財産権」として明記。死後も存続し、ディープフェイクツール提供者にも二次的責任。	「声の権利」自体ではなく、生成AIプロバイダーに対する機械可読な標識付与と開示義務（2026年8月適用）。	自然人の声の保護に肖像権を準用。「可識別性」を基準とし、全国初のAI音声侵害判決が確定。

「北京判決」からの警告：既存の録音契約は、AI合成権を自動的にには包含しない



中国・北京インターネット法院の画期的判決 (2024年)

「オーディオブック等のための録音物への著作権許諾は、その声をAI化して利用することへの許諾には及ばない」との核心的判断。

日本企業への契約上の教訓

- 日本の法解釈の方向性とも完全に一致。
- 過去の「出演契約」を根拠にした無断AI学習は、重大なパブリシティ権侵害リスクを伴う。
- AI用途には独立した明示的な許諾が必須。

企業・発注者向けプレイブック：著作権とパブリシティ権の分離管理



1. 権利処理ワークフローの分離 (Decoupling)

「AI学習が著作権法30条の4で適法＝利用も適法」という社内の誤解を払拭する。

著作権処理とパブリシティ権・人格権処理を完全に分離して管理する体制の構築。

2. 既存契約の棚卸しと再取得 (Auditing)

過去の出演・録音契約が「AI学習・デジタルレプリカ生成」をカバーしているか全件監査。

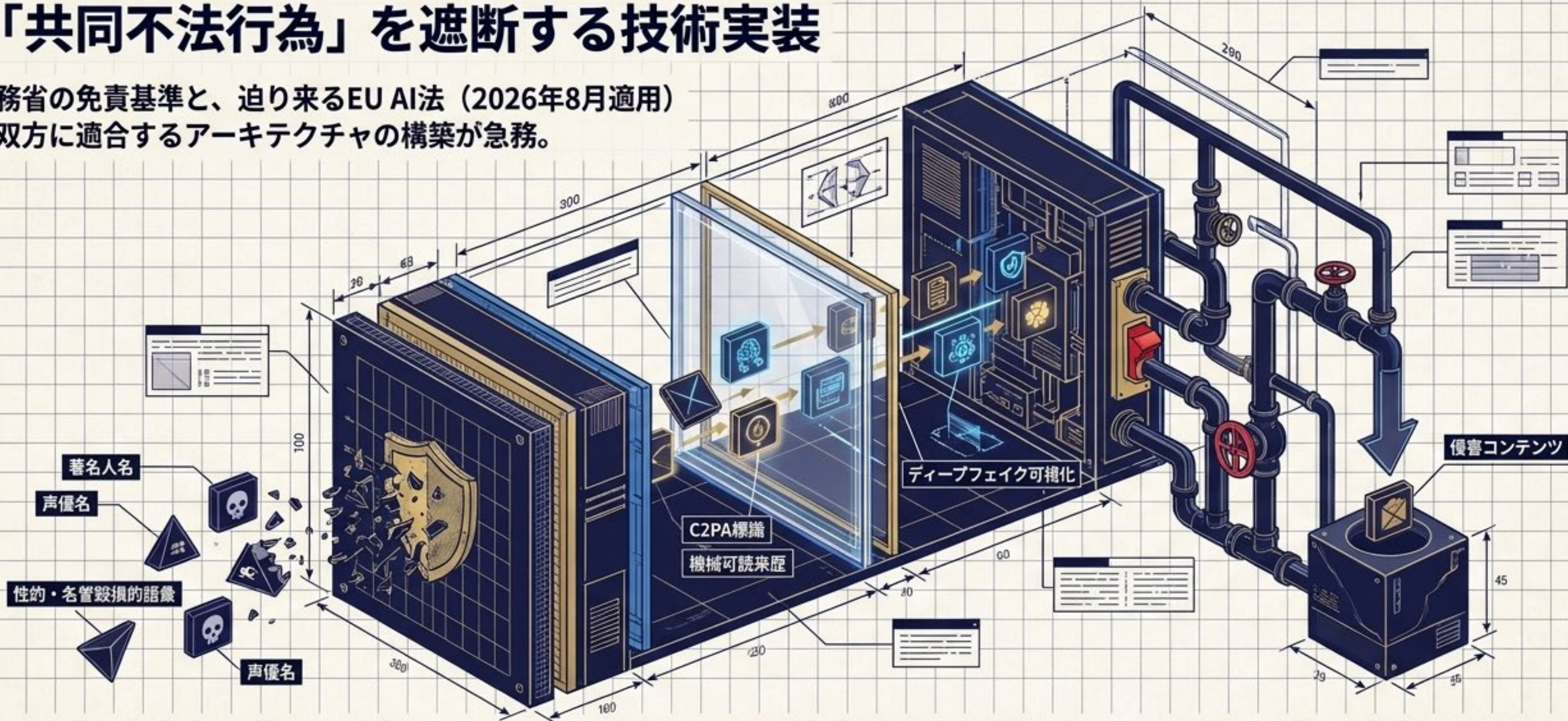
「特定人に特化した学習」「収益化」を伴うプロジェクトは、原則として再許諾必須とする。

3. AI条項の標準化 (Clauses)

新規のライセンス契約において、AI学習・合成の可否、利用範囲、対価を明記した「AI条項」を標準搭載する。

AIプラットフォーム向けプレイブック： 「共同不法行為」を遮断する技術実装

法務省の免責基準と、迫り来るEU AI法（2026年8月適用）
の双方に適合するアーキテクチャの構築が急務。



1. プロンプト・フィルタリングの強化

著名人名、声優名、および性的・名誉毀損的語彙
をシステムレイヤーでブロックする仕組みの導入。

2. グローバル標準の透明性実装（EU AI法対応）

生成された音声データに対する機械可読な来歴標識
（C2PA等）の埋め込み。ディープフェイクであるこ
とのユーザー向け可視化表示。

3. 「相当期間内」のテイクダウン体制

権利者からの通報に対し、遅滞なく侵害コン
テンツを削除するフェイルセーフ運用プロ
セス（Notice and Takedown）の確立。

権利者・事務所向けプレイブック：声紋のデータベース化と防御線の構築

被害の立証責任（本人性、顧客吸引力）を果たすための証拠確保が重要。

1. 業界データベースへの積極登録

音声データベース「J-VOX-PRO
（仮称）」（約2,500人規模）等の
活用。
正規の利用意思表示と、電子透かし
インフラへの参加。



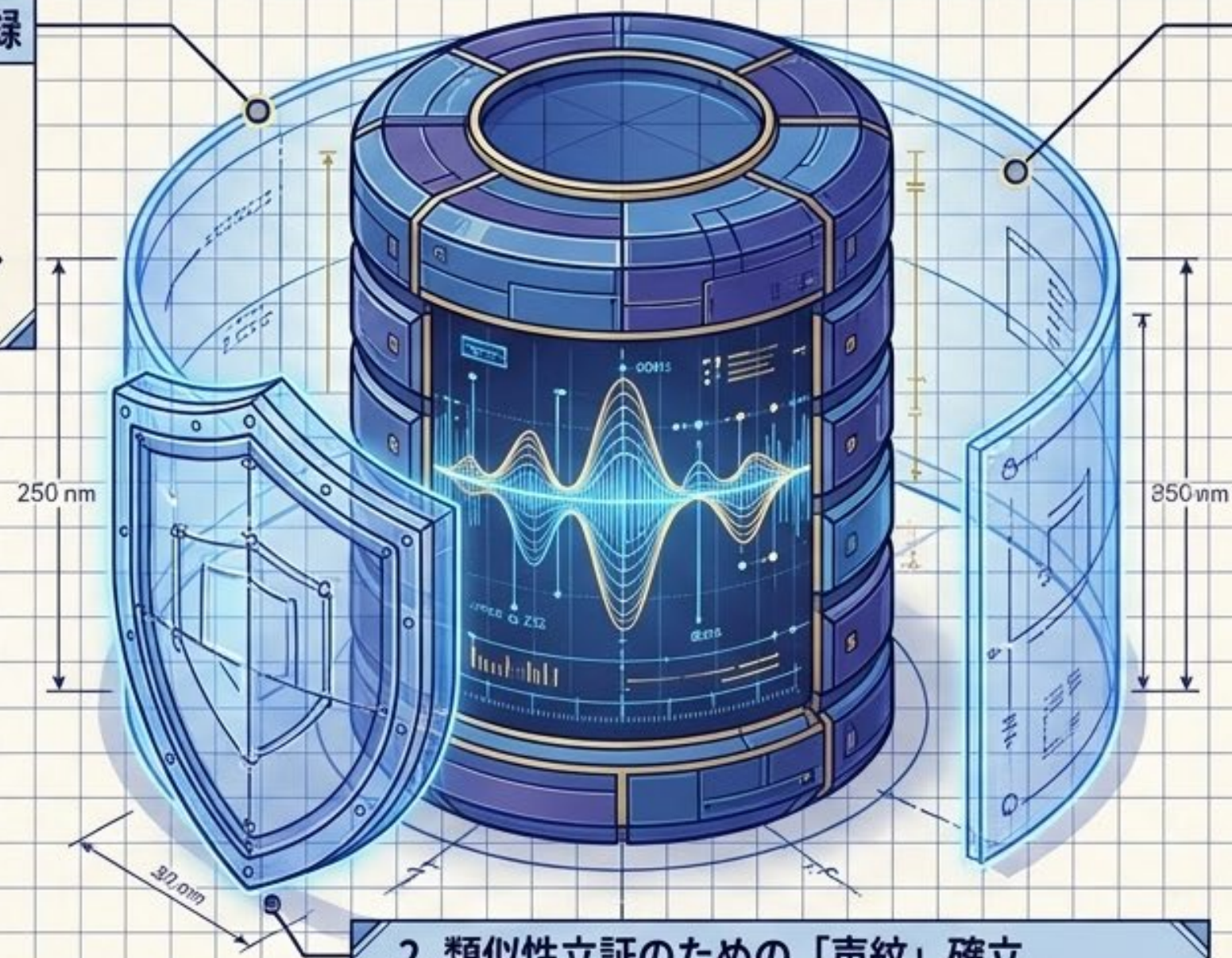
3. 許諾境界線の明確化

AI吹き替え、ゲーム音声のAI補完
など、許諾する領域と絶対に禁止
する領域（ブラックリスト）の厳
密なガイドライン策定。

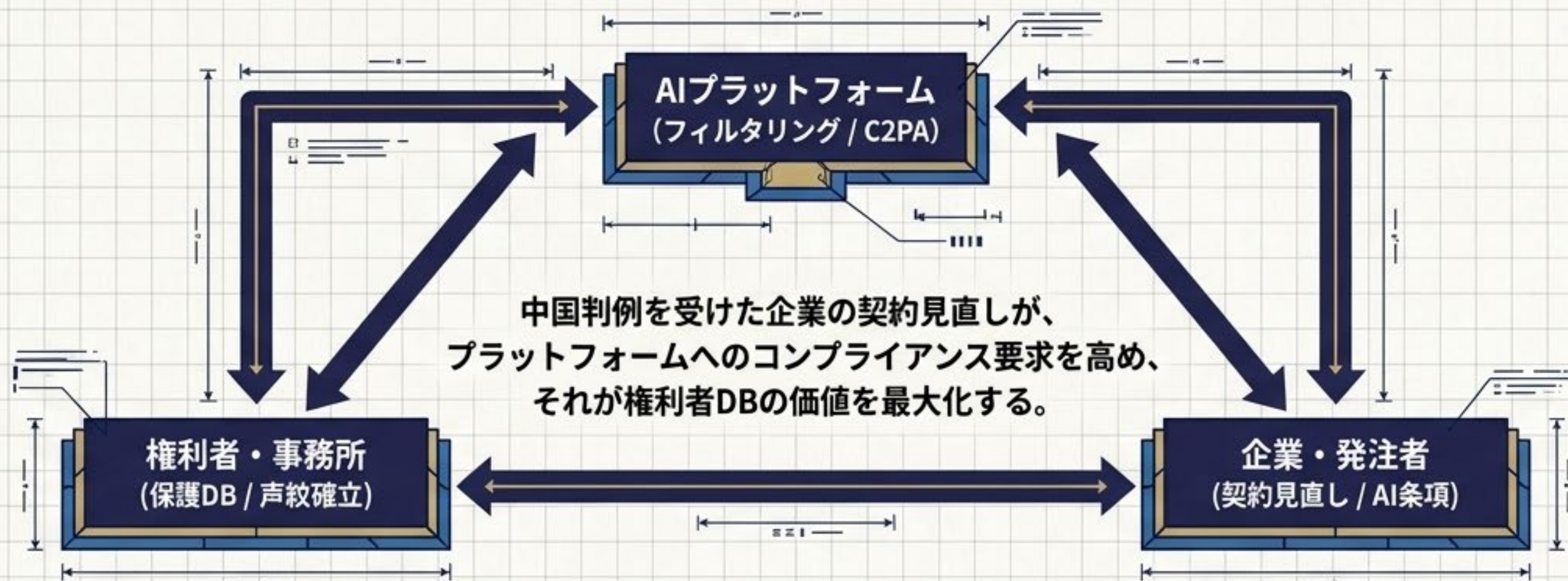


2. 類似性立証のための「声紋」確立

訴訟時の最大の争点となる「声の類似性」
を科学的に立証するため、基準となる公式
な声紋データを確保・管理する。



エコシステムの統合と、次なるゲームチェンジャー



2026年8月上旬

法務省「確定版報告書」の正式公表（「収益目的」基準の具体化と補論の確定）。

2026年8月2日

EU AI法 第50条（透明性義務）の適用開始。

時期未定

津田健次郎氏 vs TikTok 訴訟の地裁判決。司法が初めて示す「声の類似性」の閾値。

米国議会動向

連邦レベルでのデジタルレプリカ保護法案（NO FAKES Act）の成立可否。